

「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」の改定（案）の概要 （報告）

1. 改定理由

垂水区中学生自死事案における一連の不適切な対応を猛省し、いじめの重大事態が発生した際の調査体制を整え、被害児童生徒・保護者に寄り添う姿勢と教職員による組織的な対応の徹底を図るため、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等も踏まえ改定する。

2. 改定内容

- (1) 重大事態が発生した際に、事実関係を調査する機関として、これまで教育委員会の附属機関である「神戸市いじめ問題審議委員会」が調査することにしてはいたが、これとは別に新たに附属機関（第三者委員会）を設け調査すること（「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」）」5ページ および15ページ）
- (2) 第三者委員会の委員は、公平性・中立性の確保の観点から、外部の専門機関からの推薦等により選定すること（「基本方針」15ページ）
（学校が調査主体となる場合も同様とする）
- (3) 第三者委員会の委員の選過程を、被害児童生徒・保護者に説明するとともに、調査の開始前に、附属機関の委員を公表すること（「基本方針」15ページ）
（学校が調査主体となる場合も同様とする）
- (4) 被害児童生徒・保護者に寄り添いつつ、組織として事実に向き合い、積極的に資料を提供するなど真摯に調査に協力すること（「基本方針」16ページ）
- (5) 個人や特定の教職員だけで事実を抱え込んだり隠したりすることは、事実解明の妨げになるのみならず、懲戒処分の検討対象となることを肝に銘じて調査すること（「基本方針」16ページ）

3. 改定時期

平成31年4月1日

(案)

神戸市いじめ防止等のための基本的な方針

平成 26 年 3 月

神戸市教育委員会

(平成 31 年 月 日改定)

目次

はじめに	1
第1 神戸市としてのいじめの防止等のための対策の基本的な姿勢	1
1 いじめの問題克服に向けた基本的な方向性	1
2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの定義	1
(2) 教職員の意識と責務	2
(3) いじめの未然防止	3
(4) いじめの早期発見	3
(5) いじめへの対処	4
(6) 家庭や地域との連携	4
(7) 関係機関との連携	4
(8) 家庭の役割と保護者の責務	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめ防止等のための組織の設置	5
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 教育委員会の附属機関の設置	5
2 教育委員会が実施する施策	5
(1) いじめの未然防止への措置	5
(2) 早期発見・早期対応のための措置	6
(3) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの措置	7
(4) 連携の強化	7
(5) 教職員が児童生徒と接する時間の確保	8
(6) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応	8
(7) 特に配慮を要する児童生徒への対応	9
(8) その他の措置	9
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2) 校内いじめ問題対策委員会の設置	9
(3) いじめの未然防止	10
(4) いじめの早期発見	11
(5) いじめへの早期対応	12
(6) いじめの解消について	12
(7) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応	12
(8) 特に配慮を要する児童生徒への対応	13
(9) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応	14
(10) 校種間の連携	14
第3 重大事態への対処	14
1 教育委員会または学校による調査	14
(1) 重大事態の報告	15
(2) 調査の趣旨および調査主体について	15
(3) 調査を行うための組織について	15
(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	15
(5) その他の留意事項	16
2 調査結果の提供及び報告	16
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	16
(2) 調査結果の報告	16
3 調査結果の報告を受けた神戸市長による再調査及び措置	16
(1) 再調査	16
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	17
第4 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	17
神戸市PTA協議会より保護者のみなさまへのメッセージ	18
<参考> 神戸市いじめ指導三原則	19

神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（平成30年3月9日改定）

はじめに

神戸市の教育は「人は人によって人になる」を理念として、営々と積み上げられてきた。人はその成長の過程で様々な人と出会い、学びながら人格を形成していく。学校教育においては、教員による指導と支援、家庭や地域との連携、児童生徒同士の関わりの中で、個人の価値が尊重され、その能力の伸長が図られることが大切である。

しかし、全国的に日常生活の延長上でいじめが生じ、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題になっている。

神戸市は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、神戸市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「神戸市基本方針」という。）を策定する。

第1 神戸市としてのいじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめの問題克服に向けた基本的な方向性

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われることが大切である。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を継続展開していかなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意事項】

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ問題対策

委員会を開催し、情報を共有した上で行う。

- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、校内いじめ問題対策委員会で情報共有することは必要となる。
- ⑤ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 教職員の意識と責務

① 意識

学校教育に携わるすべての関係者は、いじめの未然防止に向けて「いじめは人権

を侵害する決して許されない行為である」ことを児童生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていくことが必要である。また「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命に関わる問題であること」という認識をもつことが大切である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、いじめる側もいじめられる側も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることも理解しておかなければならない。

神戸市の教員は、これまでも問題行動への対応のための家庭訪問ばかりでなく、日常的な家庭訪問に努め、児童生徒や保護者とのつながりを大切にするなど、常に児童生徒に寄り添い、きめ細やかな配慮のもとに教育活動を展開するように努めてきた。

学校における最大の教育環境は教職員である。今後も、児童生徒一人一人を大切にする意識や日常的な態度が非常に重要であること、教職員の言動が児童生徒に大きな影響をもつことなどを十分認識して日々の教育活動を継続しなければならない。

② 責務

教職員は、すべての児童生徒がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、当該学校の保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めなければならない。

児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第23条第1項に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする責務を有する。

(3) いじめの未然防止

いじめの問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。生命や人権の尊重をはじめ、倫理の成立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、人間関係力の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めることが重要である。そのためには、すべての学校において児童生徒の人権が尊重され、それぞれの児童生徒の自己実現につながるような教育活動が展開されなければならない。

(4) いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童生徒理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにく

く判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の交換をして情報を共有することが大切である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、電話相談窓口の周知等により、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていかなければならない。

(5) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。特に、授業や学級活動等の時間に疑わしい行為や雰囲気をつかんだ場合には、すぐに声をかけたり止めさせたりするなど、初期の教職員の気づきと対応が大きなポイントである。また、いじめの問題を担任一人で抱え込むことなく学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。さらに、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要となる。

(6) 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決できない社会問題である。したがって、学校の取組をより有効にするため、学校は家庭や地域と密接に連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。

P T A等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図るとともに、いじめの問題への対応の方針等についてもP T A等とも十分協議する。

さらに、神戸っ子応援団の取組を活用するなど、学校と地域の連携により、校外にわたって児童生徒が地域の大人と接する場面を増やすことによって、児童生徒に地域の様々な大人が見守ってくれていることに気づかせることが大切である。

(7) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と情報共有のできる体制を構築しておくことが必要である。

(8) 家庭の役割と保護者の責務

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切である。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければならない。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のための組織の設置

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

神戸市では、法第14条第1項の趣旨に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「神戸市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。学識経験者、神戸地方法務局、兵庫県警察本部、神戸市こども家庭センター、学校、家庭、教育委員会、その他の関係者により構成し、専門的な見地及び市民の立場で本市のいじめ対策について検討する。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

神戸市では、法第14条第3項の趣旨に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、附属機関として「神戸市いじめ問題審議委員会」を設置する。

① 「神戸市いじめ問題審議委員会」の構成員

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

② 「神戸市いじめ問題審議委員会」の機能

教育委員会の諮問に応じ、神戸市基本方針に基づく有効な対策の審議を行うとともに、いじめ問題の解決を図る。

2 教育委員会が実施する施策

神戸市教育委員会は、いじめの防止等のための対策を推進するために、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

(1) いじめの未然防止への措置

① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動を支援する。

③ 教員の資質能力の向上と教員等の配置

「いじめ問題への取組についての提言」（平成19年5月）「いじめ問題への組織的な対応」（平成20年3月）をはじめ、いじめ問題に関する資料や生徒指導資料集を作成し、すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう促す。

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修を実施し、教員がいじめ問題に関する資質能力の向上を図る。

また、生徒指導に係る体制等の充実のための教員等の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者や、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

④ いじめ防止対策等の調査研究及び検証、その成果の普及

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための方策、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行い、その成果を普及する。

⑤ 広報・啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、ホームページ、ポスター、チラシ、周知カード等を通じて広報その他の啓発活動を行う。

⑥ 家庭への支援

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

(2) 早期発見・早期対応のための措置

① 児童生徒への定期的な調査等

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査、教育相談その他の必要な措置を講じ、取組状況を把握しておく。

② いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の周知

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を受け付ける体制をホームページ、カード・チラシ等の配布によって周知する。

・こうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン」（24時間電話相談）

・総合教育センター教育相談指導室、青少年補導センター、特別支援教育課教育相談室、こうべ学びの支援センター、こども家庭センター、こども家庭支援室等

- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の整備
心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。また、集団に対する関わりやいじめの未然防止、いじめ発生時の指導方針や保護者への情報伝達の手法、関係機関との連携について、教職員への指導助言を行う。
- ④ 問題解決への支援体制の整備
問題解決には、いかに迅速かつ的確に初期対応を行うかが重要である。学校だけでは解決が困難な事案等に対して、学校サポートチームを常設し学校を支援する。学校サポートチームは、有識者・弁護士・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校支援アドバイザーや指導主事等によって構成し、学校と協力して解決に当たる体制の充実を図る。
- ⑤ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
いじめの実態把握の取組状況等、各学校における定期的なアンケート調査や教育相談等のいじめ問題に係る組織的な取組状況を点検するとともに、教員向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

(3) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの措置

- ① ネットいじめ等に対処する体制の整備
児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制を整備する。
- ② インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの防止と啓発活動
当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットやソーシャルメディアを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

(4) 連携の強化

- ① 学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制構築
より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、神戸っ子応援団の取組を活用するなど、PTAや地域の関係団体、ふれあい懇話会等、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ② 関係機関等との連携
いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。

③ 学校相互間の連携

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(5) 教職員が児童生徒と接する時間の確保

① 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導體制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

② 学校評価・教員評価の留意点

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に必ず位置付けるよう指導を行う。

教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう必要な指導・助言を行う。

(6) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

障害のある児童生徒一人一人がいじめを受けることなく、充実した学校生活を過ごし、将来の自立に向けた適切な支援を受けることができるようにするため、次のような取組を進める。

- ① 各学校が一人一人の児童生徒のニーズに応じた一貫した教育的支援を進めるため、学校が学びの支援ネットワークプラン（個別の教育支援計画）や個別の指導計画を作成しこれらの計画に基づいた適切な支援が行えるよう指導を行う。
- ② 各学校に配置された特別支援コーディネーターの育成や、各学校に設置されている特別支援教育校内委員会の活性を図ることにより、特別な支援を要する児童生徒の見守り態勢の強化・充実を図る。
- ③ 特別支援教育支援員配置事業による小中学校への支援員の配置を行い、障害のある児童生徒への支援の充実を努める。
- ④ 管理職研修、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学校担任者会、特別支援学級担当者会等を通じて、特別支援教育に係る研修を行い、教職員の資質の向上を図る。
- ⑤ こうべ学びの支援センターや、地域の通級指導教室による教育相談体制の充実により、児童生徒、保護者、学校に対する支援を推進する。

- ⑥ 特別支援学校のセンター的機能の充実を図ることにより、地域の小中学校に在籍する障害のある児童生徒の支援体制の充実を図る。

(7) 特に配慮を要する児童生徒への対応

特に配慮を要する児童生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応ができるよう支援する。

- ① 海外から帰国した児童生徒・外国人の児童生徒・国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒
- ② 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ③ 各地での災害や事故等により被災した児童生徒や避難をしている児童生徒
- ④ 特別な事情があり、親元を離れて生活をする児童生徒 など

(8) その他の措置

神戸市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）及び、神戸市立小学校及び中学校の児童及び生徒の出席停止に関する規則（平成14年3月教育委員会規則第14号）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は「国の基本方針」、「神戸市基本方針」を参考にして、その学校の実情に応じ、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の設置

各学校には、法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織としての「校内いじめ問題対策委員会」を設置する。校内いじめ問題対策委員会は、いじめ対策について意志決定を行い、すべての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめの問題の指導には、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげた取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導する。

- ① 校内いじめ問題対策委員会の構成員

校長、教頭、関係教員、生徒指導係（担当）教員、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、いじめの問題に関する措置を実効的に行う関係者

- ② 校内いじめ問題対策委員会の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
 - ・ 具体的で実効性のある校内研修の企画
 - ・ 実態把握や情報収集を目的とした取組（円滑な情報共有）
 - ・ いじめの相談・通報の集約
 - ・ いじめが生じた際の組織的な対応
 - ・ いじめ事案の事実関係を調査する母体
 - ・ 保護者や地域への情報提供

（3）いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、豊かな人間関係を築き、豊かな心を育てる、いじめを許さない土壌づくりに取り組むため、年間を通して予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。また、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動に取り組むことが大切である。

① 思いやりの心を育む教育

各学校においては、授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童生徒一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育むことが必要である。

同時に、「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童生徒の育成に努める。

さらに、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめられている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。

これらの指導は決して表面的なものに終わることなく、児童生徒が心を揺さぶられ、いじめの問題について真剣に向き合うようになるまで指導方法等に工夫を凝らし、継続していくことが必要である。

② 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

体験活動や自主的活動、奉仕活動等を積極的に推進し「命の大切さを実感させる」「問題解決能力を育む」「他人を思いやる心を育てる」など人間関係や生活経験を豊かなものにする取組を進める。

さらに、学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、児童生徒一人一人が「自分を理解する」「自分を表現する」「仲間を理解して受け入れ信頼関係を築く」等の人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てる取組を進める。

そして、仲間同士で認め合い支え合う関係を深め、すべての児童生徒が達成感をもち、自尊感情を高め、常に心のエネルギーを満たし、自分の居場所がある温かい集団づくりを進める。

③ 規範意識を身につけ、自浄力をもつ児童生徒集団の育成

児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず、阻止するという強い意識といじめを解決できる力をもった自浄力のある児童生徒集団の育成により「いじめを許さない学級学年学校づくり」を実現する。

加えて、すべての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

(4) いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながる。そのためには、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。

① 児童生徒理解

平素から児童生徒の交遊関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意すること。さらに、早期発見のためのチェックリストの活用、定期的なアンケートや教育相談週間の実施などにより、いじめ発見に向けて積極的な取組を欠かさない。なお、アンケートについては、保存年限を守り、その内容についても児童生徒がいじめへの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいものとなるよう十分に協議の上作成する。

② 信頼関係の構築

日常の学校生活の中で積極的な言葉かけを行うなど直接的な触れ合いを大切にし、チャンスカウンセリングや生活ノート指導などの教育活動を通じ、児童生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。その上で担任を中心として深い信頼関係を築いていく。

③ 相談機能の充実

スクールカウンセラーや養護教員と効果的に連携し、児童生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。加えて、相談によってよい結果が出た例などを紹介し、児童生徒が相談に対して抵抗感をもたないような工夫をする。また、教職員は、問題の発生を予防したり児童生徒の適応や自己成長を援助したりする「育てる教育相談」の考え方を理解し実践していくため、スキル演習を通してその基本的な考え方や実際の手法を学ぶことも大切である。

④ 校外相談機関との連携

教育相談指導室やこうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン」（24時間電話相談）など校外の相談施設の機能や利用の仕方を見守りや保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発すること。さらに各相談システムと連携を図り、各校での指導に役立てていく。

(5) いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事態把握を行い、対応することが大切である。

① 実態把握

指導に当たっては、当該児童生徒双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有して、全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担を明確にする。指導方針の共通理解のもと、児童生徒、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

② 児童生徒、保護者への指導

当該児童生徒から、状況や気持ちを十分に聴き取る。いじめられた児童生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。いじめた児童生徒には、いじめは非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。そして成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。それぞれの保護者には事実関係や相手の児童生徒や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制等を伝える。

なお、児童生徒、保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

③ 周囲の児童生徒への指導

当該児童生徒の問題にとどめず、当該児童生徒のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向け導いていかなければならない。

(7) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

特別支援学校、あるいは、特別支援学級に在籍する児童生徒、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、他の児童生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒も在籍している。

このような児童生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期

に発見し解消を図ったりするには、一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有した上で、全教職員による支援体制を構築していくことが不可欠である。

また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の児童生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学校と各学校間、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

① 交流学級担任と特別支援学級担任の連携

相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情、及び行動の変化等について情報を交換する。

個別の指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標ならびに進め方等について指導方針を共有する。

② 常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動時、休み時間、給食準備時、朝の会（帰りの会）・ショートタイムの時間帯など担任一人では見守りきれない時間帯を全職員でカバーできるよう体制づくりを行う。

③ 全職員での情報共有

職員会、研修、職員朝集の場を活用し、当該児童生徒に係る情報を全職員で共有できる機会を確保する。

④ 保護者連携

保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、及び行動の変化等について情報を得る。

(8) 特に配慮を要する児童生徒への対応

様々な特性や背景のある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行う。

① 海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒については、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、教職員、児童生徒、保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

② 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を行う。

③ 各地での災害や事故等により被災した児童生徒や避難をしている児童生徒については、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行う。

④ 特別な事情があり、親元を離れ、児童養護施設・児童自立支援施設等で生活をしている、または、した経験がある児童生徒に対し、その背景を十分に理解した上で、必要な支援を行う。

上記の児童生徒を含め、特に配慮を要する児童生徒に対して、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努める。

(9) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

① 未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。

さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

② 早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

(10) 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・特別支援学校間、そして小・中・高・特別支援学校間の連携により、児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努める。

また、校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにする。

第3 重大事態への対処

1 教育委員会または学校による調査

重大事態の意味については、次の通りとする。

- | |
|---|
| <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合 <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。</p> |
|---|

- ・重大事態への対処に当たっては、いじめられた児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。
- ・重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて神戸市長へ、事態発生について報告する。

(2) 調査の趣旨および調査主体について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査は、

- ① 学校が主体となって行う場合
- ② 教育委員会が主体となって行う場合

が考えられる。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(3) 調査を行うための組織について

① 学校が主体となる場合

各学校に設置している「校内いじめ問題対策委員会」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて神戸市サポートチーム（いじめ問題等の解決に向けたサポートチーム）の派遣の他、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。第三者の人選にあたっては、外部の専門機関からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が確保されていることをいじめられた児童生徒・保護者に対して説明するとともに、調査の開始前に、速やかに、その第三者の役職及び氏名について公表する。

② 教育委員会が主体となる場合

当該重大事態に係る調査を行うため新たに附属機関を設けて調査を行う。その構成員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。その場合、必要があるときは臨時委員を置き、調査のための部会を組織することができる。附属機関の構成員の人選にあたっては、外部の専門機関からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が確保されていることをいじめられた児童生徒・保護者に対して説明するとともに、調査の開始前に、速やかに、その構成員の役職及び氏名について公表する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、いじめられた児童生徒や保護者に寄り添いつつ、組織として事実に向き合い、積極的に資料を提供するなど真摯に調査に協力しなければならない。また調査において、個人や特定の者のみで事実を抱え込んだり隠したりすることは、事実解明の妨げになるのみならず、懲戒処分の検討対象となることを肝に銘じなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議して調査に着手することが必要である。

(5) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会において出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学事務を執り行う各区長（区役所市民課）や関係市町村教育委員会等と協議し、就学校の指定の変更や区域外就学を認める等の弾力的な対応を検討することも必要である。

さらに、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、神戸市長に報告する。

上記（１）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて神戸市長に送付する。

3 調査結果の報告を受けた神戸市長による再調査及び措置

（１）再調査

上記（２）の報告を受けた神戸市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

神戸市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、神戸市長はその結果を議会に報告しなければならない。

第４ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 教育委員会及び神戸市立工業高等専門学校は、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努める。
- 2 神戸市は、当該基本方針の策定から３年の経過を目途として、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 3 教育委員会は、神戸市立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

神戸市PTA協議会より保護者のみなさまへのメッセージ

いじめ防止対策推進法第9条に保護者の責務等が定められています。神戸の子供たちが互いの人格を尊重し合いながら、人として心豊かにたくましく成長していけるような環境づくりにPTAとしても努力してまいります。各家庭におかれても、以下に掲げる内容に真摯に向き合ってください、家族間のコミュニケーションを大切にしながら、いじめのない社会を構築していけることを願っています。

- 1 あいさつ・手伝いなどを通じて、いつでも声を掛け合える明るい家庭づくりが大切です。
- 2 子供に対して真っ直ぐに向き合い、常日頃から子供の喜びや悩みを共有し、子供の心の居場所を作っておくことが必要です。
- 3 子供に対して「良いこと 悪いこと」の価値基準を教えるなど、規範意識を醸成させるような親子関係が求められています。
- 4 携帯電話やスマートフォン・PC等の情報端末の利用に関し、家族内で約束事を決め、子供と一緒に守っていくとともに、インターネットやソーシャルメディア利用に際しては、保護者の管理下のもと適切な使用を促すことが大切です。
- 5 いじめ等が起こったときには、学校と関係の保護者と協力して早期に解決を図ることが必要です。

<参考>

※神戸市いじめ指導三原則

神戸市のいじめ指導の指針となっている言葉であり、いじめ指導におけるポイントを端的に押さえたものとして、昭和57年から現在まで継承されている。

- **するを許さず**：いじめはその人の将来にわたってまで内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。そのような卑劣な行為は人間として絶対に許されるものではない。
- **されるを責めず**：いじめられる子供にもそれなりの理由や原因があるという考え方は徹底して一掃しなければならない。いじめはだれよりいじめる子供に非があるのであり、いじめられる子供の責めに帰すことは断じてあってはならない。
- **第三者なし**：いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。いじめに関する正しい認識を子供たちにもたせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感と思いやりある子供たちを育てなければならない。

神戸市いじめ防止等のための基本的な方針 新旧対照表

(_____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

P5

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 略

(2) ① 略

②「神戸市いじめ問題審議委員会」の機能

・教育委員会の諮問に応じ、神戸市基本方針に基づき有効な対策の審議 _____

・第三者機関として、いじめの問題の解決を図る _____

・法第28条に基づく重大事態の調査 _____

P5

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 略

(2) ① 略

②「神戸市いじめ問題審議委員会」の機能

・教育委員会の諮問に応じ、神戸市基本方針に基づき有効な対策の審議 を行うとともに、いじめ問題の解決を図る。

・ _____

—

・ _____

P15

(3) 調査を行うための組織について

①学校が主体となる場合

各学校に設置している「校内いじめ問題対策委員会」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて神戸市サポートチーム（いじめ問題等の解決に向けたサポートチーム）の派遣の他、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。 _____

P15

(3) 調査を行うための組織について

①学校が主体となる場合

各学校に設置している「校内いじめ問題対策委員会」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて神戸市サポートチーム（いじめ問題等の解決に向けたサポートチーム）の派遣の他、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。第三者の人選にあたっては、外部の専門機関からの推薦を受けて

②教育委員会が主体となる場合

法第14条第3項の趣旨に基づき教育委員会に設置される附属機関である「神戸市いじめ問題審議委員会」を、調査を行うための組織とする。

その場合、必要があるときは臨時委員を置き、調査のための部会を組織することができる。

ただし、その構成員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

選出したものであることなど、公平性・中立性が確保されていることをいじめられた児童生徒・保護者に対して説明するとともに、調査の開始前に、速やかに、その第三者の役職及び氏名について公表する。

②教育委員会が主体となる場合

当該重大事態に係る調査を行うため、新たに附属機関を設けて調査を行う。その構成員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。その場合、必要があるときは臨時委員を置き、調査のための部会を組織することができる。附属機関の構成員の人選にあたっては、外部の専門機関からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が確保されていることをいじめられた児童生徒・保護者に対して説明するとともに、調査の開始前に、速やかに、その構成員の役職及び氏名については公表する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は _____

積極的に資料を提供し、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、いじめられた児童生徒や保護者に寄り添いつつ、組織として事実に向き合い、積極的に資料を提供するなど真摯に調査に協力しなければならない。また調査において、個人や特定の者のみで事実を抱え込んだり隠したりすることは、事実解明の妨げになるのみならず、懲戒処分の検討対象となることを肝に銘じなければならない。
